

◆16番(下市香乃美君) 佐々木大先輩のすばらしい質問の後に続いて、私も頑張っていきたいと思
います。ぜひ皆さんよろしく願います。

傍聴の皆さん、本当に市政の参画いつもありがとうございます。啓蟄も過ぎまして、すっかり春め
いてまいりました。きょうなんかは、本当に虫がね、土の中でももっていた虫がはい出してきそう
な、そんな気分だったような気がしております。春はもうすぐそこまでという感じですが、花粉症の
方、また風邪がまだはやっているようなので、小川議員もお気をつけください。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

先に申し上げておきますが、2番の土壤汚染についての(4)から(9)は割愛いたしますので、よろ
しく願います。

まず、1番、安全・安心まちづくりについて。

今回、この議論がたくさん出ておりますが、安全・安心まちづくりはだれもが願っていることで
す。15年の市民意識調査によりまして、日常生活上で身の危険の不安や問題を感じている方が
2,747人中1,975人と7割に達しています。中でも、「車・バイクの暴走行為」を挙げる方が1,377人
と最も多く、ついで「子どもへの不審者の声かけ」、これが792人、「ピンクビラ、ヤミ金ビラ等の
迷惑ビラやシール」650人と続いています。この調査では、項目を挙げた上での複数回答となってい
ますので、項目以外の回答は出にくいと思います。私がよく聞く身の危険を感じる場所としては、や
はり暗いところ、狭いところ、そういうところが一番多いように思っております。

(1) さて、昨年9月に示されました安全・安心まちづくり条例素案第7条第1項「市は、街路灯の
整備その他の安全な生活環境の整備に努め、防犯及び防災の観点から環境の改善に努めなければなら
ない」という項目が今回の提案では削除されております。また、第7条第2項から「防犯カメラ、警
報装置等」という言葉が削除されております。この2点の理由を御説明ください。

続きまして、条例第7条は「大規模店舗その他不特定多数の者が利用する施設及び共同住宅の所有
者又はこれらを建築しようとする者は、関係行政機関と協議して、防犯設備等を設置することによ
り、防犯体制の整備に努めなければならない」とあり、防犯設備等の設置を努力義務とするものに
なっております。

(2) 大規模店舗、不特定多数の者が利用する施設や共同住宅だけに防犯体制の整備を義務づける理
由をお示しください。

(3) 施策を推進するため、適時適切に内部体制などを整備するとの答弁がありました。この第7条
の施策を推進するため、市はどのような方法で指導、助言をするのでしょうか。

(4) 施設管理者の判断で対応するとは言っても、防犯設備等の設置には自己負担が伴います。義務
づけるに当たっては、自己負担する必要性とその効果、有用性について、具体的に条例に明記すべ
きと考えます。条例に明記していないのはなぜか、その理由を御説明ください。

(5) 共同住宅における設置には、その入居者に対して事前に防犯カメラの設置を了解してもらう必
要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

(6) 9月議会の田原議員の質問に対して、教育長は学校は公共施設だから第7条第2項には直接該
当しないと答弁しています。第7条は、公共施設には当てはまらないのでしょうか。また、教育委員
会として、これまでの検討結果を御説明ください。

3月3日の山陽新聞に、平津小のPTAが学校と協力して取り組む不審者情報の電子メール配信に
「市教委が“待った”」という記事が載りました。このことの経緯について御説明ください。今後、
この件も含め子どもの安全確保に関する緊急連絡について、どのように取り組んでいくのでしょ
うか。

(7) 防犯カメラの設置は、個人情報保護の観点から慎重な対応が求められると市民局長は答弁して
います。どのような対応をされるのか、具体的に御説明ください。また、防犯カメラの設置と人権侵
害について、どのようにお考えでしょうか。このことは、はっきりと御答弁をお願いします。

(8) 補則第21条第20条の規定に基づいてする命令については、岡山市行政手続条例第3章の規定は
適用しないということになっておりますが、その理由を御説明ください。

(9) 市有施設の防犯カメラについてお尋ねします。

本庁舎、ふれあいセンター、岡山駅南地下道及び岡山駅南地下道路広場等の市有施設に防犯カメラ
は既に設置されています。この防犯カメラの設置基準、運用基準について御説明ください。

(10) また、映像が録画されているところがあります。その情報はどのような基準で、どのように
管理されているのでしょうか。

(11) 防犯カメラを設置していることの市民への説明と情報提供はどのように行っていますか。

2. 土壤汚染についてお尋ねします。

市内各地でガソリンスタンド跡地等の土壌や地下水から環境基準を上回るヒ素やベンゼンなどが検
出されています。岡山市の地域環境を守るという観点から非常に大きな問題と考えます。

(1) 土壤汚染が発見された場合の基本的な市の対応について御説明ください。

(2) 市民が土壤汚染による健康不安を訴えた場合の基本的な市の対応について御説明ください。

(3) 土壤汚染が発見された場合の水質調査はどのように行うのでしょうか。

(4) から(9)までは割愛します。

(10) 土壤汚染という問題解決のためには、利害関係者間のリスクコミュニケーションの必要性和
重要性が指摘されているところです。リスクコミュニケーションの過程において何が一番重要だとお
考えでしょうか。

また、行政の果たすべき役割は何だとお考えですか。リスクコミュニケーションの観点から、これ
までの市の対応を自己評価してください。

3. 保育園と児童クラブのことについてお尋ねします。

(1) 保育園についてですが、保育園に求められる機能として、今議会で保健福祉局長は延長保育や
一時保育などの特別保育事業の充実、障害児保育の推進、地域における子育て相談の充実と答弁して
います。

ア、障害児の保育園受け入れ人数は、ことし2月で293人、うち86人を障害児拠点園では受け入れ
ており、その数は毎年増加しているところです。

障害児保育のあり方と障害児拠点園の役割を御説明ください。

イ、障害児保育の課題として一時保育での受け入れ体制づくり、私立保育園に対する支援の拡充な
どが今後の課題だと答弁がありました。このことについて、わかりやすく御説明ください。

ウ、保育園入園審査の説明の中に選考という項目があり、「集団生活が可能と思われる児童に入園の承諾を行います」とあります。集団生活ができない児童の基準について御説明ください。

エ、保育園に入園してから障害が発見されることもよくあります。保護者が就労を続けるためには、障害児の保育園入園が継続されることが必要なことは言うまでもありません。このような場合、保育園は第一義的に保護者の相談を受けることになり、その対応は慎重でなければなりません。園長を初め保育士には保護者の相談に適切に対応するため、研修や指導をどのように行っているのでしょうか。

オ、園内の出来事は逆に園に相談しにくいという場合もあります。保育園の苦情相談は、どこが担当し、またそこには専門の相談員が配置されていますか。保育園の相談窓口は、市民にどのような形で周知されていますか、お尋ねします。

(2) 児童クラブについてお尋ねします。

ア、15年度から補助金の障害児加算の実施により、児童クラブへの障害児の入所者がふえました。この障害児受け入れの増加により、指導員にはより深い専門性が求められると思います。13年6月の厚生省の通知にも、指導員の選任に当たっては児童福祉施設最低基準第38号に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいとされています。指導員の専門性について、どのようにお考えでしょうか。

イ、障害児を抱える指導員にとって、近くに相談できる人のいることは安心につながるといえます。各学校の特別支援コーディネーターに指導員の相談に乗ってもらうなど、連携が図れないでしょうか。

ウ、市は、指導員を有償ボランティアとしているわけですが、補助金内訳の1人当たりの報償金が15年は126万円、16年が123万4,000円、17年が122万1,000円と、ここ数年ずっと引き下げられており、その理由は人事院勧告に合わせたとしています。雇用労働者ではない有償ボランティアの報償金を引き下げる理由として妥当とは思えませんが、どのようにお考えでしょうか。

また、さくら児童クラブへの委託料は15年に比べ16年はふえています。委託料の基準とその理由を御説明ください。

エ、16年には、33クラブで55人の障害児が児童クラブに通っています。障害児加算は、年度途中からの実施は対象になりません。その理由を御説明ください。

オ、この項最後に、児童クラブは運営委員会方式、私立保育園への補助、自宅開放ミニ方式、民間への委託等、さまざまな形で拡大しています。施設もプレハブあり、余裕教室あり、今度は幼稚園の利用ありと種類もふえてきました。それぞれに対する補助要綱での対応でなく、岡山市として統一された児童クラブの設置・運営基準や児童クラブ保育指針の策定を検討する時期ではないでしょうか。御所見をお伺いいたします。

4、合併と都市内分権についてお尋ねします。

合併は、地域あるいは自治体の進むべき方向性を実現するための手段です。平成の大合併の背景は、(1) 地方分権の推進、(2) 高齢化への対応、(3) 多様化する住民ニーズへの対応、(4) 生活圏の広域化への対応、(5) 効率性の向上と言われています。

新岡山市は、広大な市域という特性や行政の効率化を踏まえながらも、新たな視点での地域づくりの取り組みが求められています。その視点の一つとして、小さな自治のシステムの確立があります。基礎的自治体である市町村こそ、最も身近な自治体として住民の声や意見が反映されるべきものですが、分権型社会における地域のあり方、あるいは団体自治とともに地方自治を支える住民自治そのものを担保するものとして、広域行政の対極としての狭域行政システムとも言うべき新しい小さな自治のシステムを考えていく必要があります。

群馬県では、小さな自治システムとして小学校の校区ごとに自治区を設ける、自治区は3億円くらいの財源を持つ、住民の自治により近隣社会の日常生活において住民が必要と判断するさまざまな事業を行うことを柱とした検討推進が始まっています。

ア、2年を山とする政令市に向けた周辺市町との合併をかんがみ、都市内分権を明確に推し進める姿勢を周辺にアピールするためにも、合併特例区をさらに発展させ、住民自治を担保するものとして小さな自治のシステムを検討すべきではないでしょうか。

イ、旧岡山市域についても、同システムの検討を開始すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

ウ、合併による自治体と住民の離隔、もう離れてしまうことですね、首長や議員定数の減少という民主主義の不足に対し、新たな住民参加の仕組み等が拡充されるべきだと思います。合併特例区協議会委員の選任は、両町長、両町議会の推薦によるの代表質問での答弁がありました。合併特例区協議会の役割から見て、民主的正当性を持たせる必要があると思います。鳥取県日野郡民会議というのがあるんですが、ここでは委員の選任を公募・抽せん制としています。選挙という手段も含め、正当性の確保が必要ではないでしょうか、お尋ねします。

エ、市域が広域化し、社会が高齢化する中で、地域への総合的行政機関の設置が求められています。歩いていける距離への行政サービス機関の設置を、当然政令市を見据えた議論と重なりますが、考えるべきではないでしょうか。

オ、分散と集中という問題ですが、代表質問でもありました企画と執行の関係です。本庁管内の住民は、例えば国民健康保険の手続は本庁でしか行えません。企画と執行の具体的な状況を市民の目線で検証し、支所、出張所、連絡所へ移すべき権限は移し、本庁は企画調整機能を一層高めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

5、電子町内会についてお尋ねします。

電子町内会の目的は、市民のIT活用能力の向上と地域コミュニティの活性化、さらには電子町内会を通じての責任ある市民の市政参画、そして市民参加型のまちづくりです。電子町内会参加者は、16年度に49町内会、うち連合町内会が19、世帯数は2,472人になりました。でも、1,577の単位町内会数から見て、まだまだ少ないと思います。今後の拡大推進策をお示しください。

また、電子町内会のシステムを婦人会、子ども会を初め公民館のクラブ活動、小・中学校のPTA、地域活動のさまざまなグループなどにも広げるお考えはありませんか、お尋ねします。

6、地区図書館についてお尋ねします。

県立図書館ができて、非常に利用者が多いですね。岡山市民、本当に図書館を望んでいるというふうにお考えます。東部地区図書館建設については、合併特例債を念頭に有利な財源での整備を検討してまいりたいとの教育長の答弁がありました。地域の皆様とともに、早期建設を期待しております。

(1) 建設に当たっては、東部地区図書館建設推進室等の設置をお考えでしょうか。室までは行かな

くても担当責任者は明確にお決めになりますか、お尋ねします。

(2) 16年度当初予算の東部地区図書館(仮称)建設事業費15万円は、いまだ執行されていません。その理由と今後の予定について御説明ください。

(3) 東部地区図書館建設用地は、平成9年に土地開発公社が先行取得をしました。地域では、図書館はもうなくなったのと同感されることもあります。東部地区図書館建設用地だとよくわかるように看板をつけてほしいと思います。教育委員会は、どういう状況になったら看板を設置しますが、その際には市民との協働も考えませんか、お尋ねします。

最後に、東部地区図書館建設用地の現在の管理責任者はどこになりますか、お尋ねいたします。

これで第1回目の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

P. 365

◎市長(萩原誠司君) それでは、下市議員の御質問にお答えしますが、まず安全・安心まちづくり条例の中の共同住宅における防犯カメラの件ですけれども、これはもう御指摘のとおり、非常に重要な問題なんです。入居者の方々がそれを了知していただく必要があるっていうのはもう当然ですが、我々としてはそういう方針を持っておりますし、そのことをちゃんと公表しておりますが、いずれにしても防犯カメラの設置については今のマンション等の状況を見てみると、入居者の方々には了知された上で話ですけれども、歓迎はされると思います。

それから2番目に、電子町内会についてでありますけれども、非常にいい活動ができるようになってまいりました。ちょうど週末には、電子町内会を通じてのまちづくりの特別町内会ということで、活動の表彰も行われたわけでありまして、私も参加をしてみまして大分ふえてきましたけれども、まだもう一歩という感じなんですね。防犯でありますとか、あるいはまちづくりの情報交換とか、非常にいい活動になっております。今19の連合町内会と30の単位町内会が参加をしていて、面積的にいうと市域の23%、こういうところで電子町内会の会員としての登録が可能となっておりますけれども、これをさらに広げる必要がある。そのことは当然でありまして、まずは連合町内会の事業に正式に入りますんで、連合町内会自身としても拡大をしていこうというふうになっております。我々としては、結構地道な話でもありますんでね、私も事あるごとにこんな活動をしてるんだ、こんないいところがあるんだということを宣伝しておりますけれども、議員もぜひ御協力をいただきたいというふうに思っております。

なお、その関係もありまして、あさっての9日から3日間、例の1階のホールで先ほど申し上げた活動で表彰したものを含めて電子町内会パネル展というものを実施いたします。こういうところで多くの市民の方々に活動の実態を見ていただくこと、それからウェブサイトの管理者に対する講習会の開催など、きちっと育成支援というものをやっていくつもりであります。

それから、活動の範囲についての質問がありました。婦人会、子ども会等々いろいろあるよと。現にもう、実は例えば公民館なんかは完全にもう電子町内会があるところはほとんど一致した活動してますよね。そういう意味で……、あるいは婦人会は積極的にやるところもあります。当然、各地域におけるさまざまな活動グループが電子町内会の中に入ってやっていただくことは大歓迎でありますので、各町内会長に対して、その旨もお伝えをし、協力を要請していきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

P. 366

◎総務局長(広瀬慶隆君) 安全・安心なまちづくりについてで、その中で本庁舎、ふれあいセンター、岡山駅南地下道及び岡山駅南地下道路広場の市有施設に設置されている防犯カメラの設置基準、運用基準はと、また録画した情報はどのように管理しているのか、防犯カメラの設置について市民への説明と情報提供はどのように行っているのかという3点について一括してお答え申し上げます。

本庁舎につきましては、盗難事件が相次いだということから、平成13年3月に防犯目的で地下1階の守衛室横の通路に録画機能を有した防犯カメラを1台設置し、職員がいなくなる閉庁日と閉庁時間に限って録画を行っております。録画テープは重ね撮りにより、1カ月程度で消去されます。

また、市内5カ所にありますふれあいセンターにつきましては、利用者の安全対策の趣旨から、見守りのためのカメラを計171台設置しておりますが、録画は行っておりません。

また、岡山駅東口地下施設につきましては、防犯目的で計18台の防犯カメラを設置し録画を行っております。録画テープは重ね撮りにより5日間程度で消去しております。録画された映像には、個人情報が含まれるものであることから、個人情報保護条例の規定にのっとり、その取り扱いには慎重かつ適正に行っているところでございますが、特に文章化したという形で取り扱いの規定は定めておりませんので、個人情報保護の徹底を図るために、施設ごとに管理規定を整備することも必要と考えております。

なお、本庁舎の防犯カメラの存在につきましては、設置場所近くに設置している旨を表示しておりますのでございます。

次に、合併と都市内分権について、合併特例区をさらに発展させた小さなシステムを検討すべきではないか、旧岡山市域についても同システムの検討を開始すべきではないかという2点についてのお尋ねに一括してお答えいたします。

合併に伴い新たに設置される全国初の合併特例区は、今後の地方行政のあり方を占う試金石とも言える制度であり、この新しい制度の効果を最大限発揮し、合併効果の早期発現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。いわゆる小さな自治でございますが、小さな自治は行政と住民が相互に連携し、それぞれの役割のもとに協働で取り組むことが大切であると考えております。本市では、これまでにもお答えしているように、町内会、その連合組織である連合町内会が住民自治の本旨に沿って、それぞれの特性や伝統を生かしながら大きな役割を果たしてきているというのが実情でございます。したがって、現行の運営体制を最大限に活用しながら地域自治の向上に一層取り組んでいきたいと考えております。

次に、合併と都市内分権の御質問のうち、歩いていける距離へ総合的行政機関の設置を考えるべきではないか、また企画と執行の具体的な状況を市民の目線で検証し、支所、出張所、連絡所へ移すべき権限は移し、本庁は企画調整機能を一層高めるべきではないかという御質問でございます。一括し

てお答え申し上げます。

歩いていける距離に総合的行政機関を設置するわけにはいきませんが、市民需要の多い住民票の写しの交付等の窓口につきましては、郵便局等を利用して拡大していただいております。できるだけ住民に近い業務は、出先で処理することといたしますが、集約化の方が効率的なものは本庁で処理し、本庁では窓口機能とともに企画機能も高めていきたいと考えております。

以上でございます。

P. 367

◎企画局長（天野勝昭君） 合併と都市内分権の中で、合併特例区協議会委員の選任について、選挙という手段をとれないかというお尋ねでございますが、合併特例区協議会委員につきましては当該合併特例区の区域内に住所を有する者で、議会の議員の被選挙権を有する者のうちから市長が選任するということが合併特例法で定められてございますので、そのことから選挙の方法をとることはできないということでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

P. 367

◎市民局長（松本征二君） 安全・安心まちづくりについてでございますが、昨年9月に提案のありました「市は、街路灯の整備その他の安全な生活環境の整備に努め、防犯及び防災の観点から環境の改善に努めなければならない」が削除された理由及び「防犯カメラ、警報装置等」という言葉が削除された理由を説明していただきたいということでございますが、街路灯につきましては既に補助要綱にて対応いたしております。第4条第1項の「市は、安全で安心なまちを実現するために必要な諸施策を総合的に推進しなければならない」との市の責務規定に含まれているものと解しまして、条文の整理を行ったものでございます。

また、本条例は市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を阻む行為、次代を担う青少年の健全な育成を阻害する行為を防止することを目的としているため、防災の観点からの環境整備については除くものとしたものでございます。

防犯カメラ、警報装置などの言葉につきましては、条例案第7条に規定しているところの防犯装置等に含まれております。

続きまして、大規模店舗、不特定多数の者が利用する施設や共同住宅だけに防犯体制の整備を義務づける理由を御説明いただきたいということでございますが、大規模店舗、不特定多数の者が利用する施設や共同住宅と規定したのは、これらの施設が多くの人が入り出りする機会が多い施設であるため、犯罪の未然防止と仮に犯罪が発生した場合の迅速な対応を効果的にしなければ、その有効性が発揮しにくい施設環境であると考えたからでございます。

続きまして、施策を推進するため、適時適切に内部体制などを整備するとの答弁があったが、この第7条の施策を推進するため、市はどのような方法で指導、助言するのかということでございますが、第7条は犯罪の未然防止を目指しまして、死角のないまちづくり及び防犯意識の向上の観点から、特に有益と考えて規定したものでありますので、この条例の趣旨を関係部局はもとより、関係団体等に対し周知徹底してまいりたいと考えております。

続きまして、なぜ防犯設備等の設置については自己負担が伴うと条例に明記していないのか、その理由を説明していただきたいということでございますが、防犯設備等の設置が犯罪の未然防止などに効果があるということは一般的に認識されているところでございます。

また、この条例は市と市民及び事業者が協働して行うものと考えておまして、防犯体制の整備につきましてもあくまで施設管理者自身の責任で行っていただくものと考えております。

続きまして、第7条は公共施設には当てはまらないのかということでございますが、不特定多数の者が利用する施設であれば、例えば市庁舎など、公共施設であっても該当すると考えております。

続きまして、防犯カメラの設置は個人情報保護の観点から慎重な対応が求められるということですが、どのような対応をするのかとの具体的に説明を、また防犯カメラの設置と人権侵害についてはどのように考えているかということでございますが、防犯カメラのプライバシーの問題、いわゆる肖像権の問題や映像の管理運用に当たりましては、個人情報保護という重要な問題を内包いたしておるため、その設置者におきましては人権侵害にならないよう必要な管理規定などの整備が必要になるものと考えております。

最後に、補則第21条の第20条の規定に基づいてする命令については、岡山市行政手続条例第3章の規定は適用しないについての理由をということでございますが、本条項は具体的には風俗宣伝カーの違反事実が容易に現認できることから、岡山市行政手続条例に規定する事前手続を経ていたのでは現に違反行為を行い、または行おうとしている者に対し有効かつ効果的に命令を発し得ないため、その適用について除外したものでございます。

以上でございます。

P. 368

◎保健福祉局長（長島純男君） まず、保育園に関します一連の御質問でございますが、障害児保育のあり方と拠点園の役割ということでございます。

障害児拠点園では、保育室等の施設面での整備を図るとともに、経験を積んだ保育士を配置いたしまして、障害児保育を進めているところでございます。発達障害など障害がある児童の入園が増加している現在、拠点園のみならず一般園におきましても障害児が安心して過ごせるよう受け入れ体制の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

次は、障害児保育の課題としてありました私の答弁の中の内容について説明をということでございます。

まず、一時保育での受け入れにつきましては、保育に欠けていない場合には通常保育では入園できないため、一時保育制度を活用して集団保育を行うというものでございます。

次に、私立保育園に対します支援の拡充という御答弁を申し上げましたが、これにつきましては専門家などによる障害児保育の指導の強化等をより拡充していきたいと、そういったことで御答弁申し上げたところでございます。

次に、集団生活ができない児童の基準について御指摘がございましたが、それを明確に示したものはございませんが、障害児の入園に当たっては専門医等によりまず保育観察を行いまして、児童一人一人について保育園での集団生活が可能かどうかを判断しておるところでございます。

続きまして、園長や保育士に対しまして研修や指導でございますが、これにつきましては先日の横田議員の個人質問にお答えしたとおりでございますが、専門家による巡回指導あるいは公開保育等により研修を通じて行っております。

保育園の苦情相談の担当と市民への周知という御指摘をいただきましたが、窓口といたしましては国の通知に基づきまして各園に苦情解決責任者と苦情受付担当者が配置をされておりまして、さらに中立公正の確保のため別に複数の第三者委員を定めております。また、利用者に対しましては入園のしおりに掲載するとともに、園内に掲示をいたしまして周知を図っているところでございます。

次に、児童クラブに関しまして一連の御質問でございますが、指導員の専門性についての考え、指導員の報酬金の引き下げ、さらにさくら児童クラブの増額理由、これらを一括して御答弁申し上げたいと思っております。

指導員につきましては資格があるにこしたことはございませんが、基本的には子育てに熱意がある方を各運営委員会が選任をされておられます。市といたしましては、指導員の資質の向上のため研修の充実に努めているところでございます。

また、指導員の報酬金の財源の一部を市から運営費補助という形でいたしておりますが、ここ2年間にわたります人事院勧告を受けまして、1年おくれの補助金の引き下げを順次実施しておりますが、その報酬金につきましては各運営委員会で決定されておるところでございます。

なお、さくら児童クラブにつきましては、15年度に試行を実施いたしましたが、初年度には予想以上に障害の重い児童を受け入れることになったため、当初の委託料だけでは十分な対応ができなかったところを委託先の御協力と御支援により何とか乗り切ったもので、2年目の16年度、本年度からは適正な委託料としたものでございます。

年度途中からの障害児加算が対象とならない理由ということでお尋ねがございましたが、障害児加算に限りませず、すべての加算制度は年度当初から年間を通した取り組みを前提といたしております。ただ、特殊な事例につきましては弾力的な運用も行っておりまして、個々のケースについて相談に応じる形をとっているところでございます。

最後でございますが、児童クラブの設置運営基準や児童クラブ保育指針の策定を検討する時期ではないかという御指摘でございます。

児童クラブにつきましては、平成14年の総合的な見直しを機に基本指針を新たに策定いたしますとともに、児童クラブの運営に当たっての標準基準の見直しを行いまして、さらに適宜必要な要綱等の整備を行っております。これをもとに取り組みでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

P. 369

◎環境局長（小林良久君） 土壤汚染についてということで、土壤汚染が発見された場合の基本的な市の対応はということ、それから市民が土壤汚染による健康不安を訴えた場合の基本的な市の対応は、もう一点が土壤汚染が発見された場合の水質調査はどのように行うのかという、3点につきまして一括して御答弁申し上げます。

土壤汚染が発見された場合、土壤汚染対策法や岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、土地の所有者等に対して土壤汚染状況調査やその調査結果を踏まえた汚染土壤の除去対策について指導または命令を行うとともに、市としても周辺環境への影響を把握するため、周辺町内会等の協力を得て用水や地下水の調査を実施し、これらの調査結果を公表しております。また、地下水については、有害物質の種類、地理的要件等によって異なりますが、おおむね80メートルから1キロメートルの範囲で調査を実施しております。

なお、市民の健康不安に関しましては、関係部局等の協力を得ながら、必要があると判断される場合には健康相談に応じる等適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、リスクコミュニケーションの過程において何が一番重要であるとお考えですか、また行政の果たすべき役割は何だとお考えですか、リスクコミュニケーションの観点からこれまで市の対応を自己評価していただきたいというお尋ねでございますが、土壤汚染が判明した場合、地域住民、事業者と行政の連携により情報を共有し、対応策を冷静に話し合い、お互いの意思疎通を図ることが重要と考えております。行政の役割としましては、地域住民と事業者の関係を調整し、土壤汚染に関する情報の開示及び土地所有者等への指導、住民の方々に対しては土壤汚染の環境リスク等についてわかりやすく説明することなどがあると考えております。

リスクコミュニケーションについてですが、一般的にはまだまだなじみの薄い言葉でございますが、私も同様にこれから習熟していかなければならないと考えております。最近の事例では、町内会や関係団体、企業に対する窓口を責任ある担当者一本化して対応するなどしておりますが、こうした点は一歩進んだ対応と言えるかもしれません。しかし、いずれにいたしましてもリスクコミュニケーションにつきましてはそういう段階でございますが、今後さまざまな事例等を参考にしながら研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

P. 369

◎教育長（玉光源爾君） 安全・安心のまちづくりについて3点のお尋ねがあります。

その1点は、9月議会での田原議員の質問に対しまして、これは前の条例の第7条第2項の関係であったと思います。そういうお尋ねでありました。学校は公共の教育機関であります。しかし、大規模の店舗のような常時不特定多数の者が利用する施設ではないために、第7条には該当しないと、こういうふうにご覧しております。しかし、学校は一般の人が出入りすることは可能であるわけでありまして、そうした中で今の時代子どもたちや教職員の生命と安全を守らなければならない、このように考えております。

教育委員会といたしましては、開かれた学校づくりを進める中で、保護者や地域住民やボランティアなどの良識ある多くの大人の目によって子どもたちの安全を確保しなければならないと、このように考えております。

現在、保護者、地域ぐるみの危機管理体制が多く地域できておりました、この前もお答えいたしましたけど、今40小学校区、予定を入れずと45を超えるというような状況であります。今後関係機関との連携を強めながら、一層の整備を進めてまいりたいと、このように思います。

次に、3月3日の山陽新聞の記事の経緯についての説明とそれから子どもの安全確保に関する緊急連絡についての取り組み、この2点についてお答えいたします。

このことは、平津小学校では職員室のパソコンで学校代表メールアドレスによって保護者あてに情報を送信するというものであります。この点につきまして、1つ、個人情報の保護の問題、これは岡山市個人情報保護条例の第3条に該当いたします。次に、発信者の責任の所在の問題があります。もう一つは、日々送られてくる迷惑メールの問題であります。このことを端的にお伝えいたしております。

そこでそれは、他市の状況などを見ましても学校に独自の配信専用ソフトを導入しているケースがありますが、岡山市では学校が全保護者に緊急連絡する場合の方法といたしまして、確実に着信が確認できる電話、それから配付文書で行っておるわけでありまして、学校からのメール配信などさまざまな方法につきましては、今後検討してまいりたいと、このように思っております。

次に、児童クラブのことで、今学校に校務分掌上校内委員会を立ち上げてコーディネーターを養成しておるわけです。このことについてのお尋ねなんです、特別支援教育コーディネーターは相談窓口としての役割も持っておるわけでありまして、児童クラブの指導員の方からの相談があれば、支援方法等について話し合うなど積極的にこれから連携を図ってまいりたい、このように思います。

次に、地区図書館整備についてということで3点のお尋ねがあります。

それは、東部地区図書館の建設に当たっての建設推進室などの設置を考えておるか、室まではいかなくても担当責任者は明確に決まるのかということ、それから16年度の予算に15万円ついております、これは未執行だがその理由、それから建設用地としての看板はどうなるとか、その状況によって設置するのかというお尋ねであります。

図書館整備の組織づくり、担当責任者の配置並びに地元への説明につきましては、今後予定しております建設用地の買い戻し、文化財調査、設計、建物事前調査など一連の事業の進捗状況によりまして適切な時期をとらまえたいと、対応していきたいと思っております。

なお、建設用地は現在岡山市土地開発公社が所有管理しております。看板設置につきましては、状況を判断する中で教育委員会として対処してまいりたいと思っております。

以上です。

〔16番下市香乃美君登壇〕

P. 370

◆16番（下市香乃美君）では、再質問をさせていただきます。

まず、最後が教育長の答弁だったので、図書館のことですけれども、残念ながら明確な御答弁はありませんでした。ただ、これからこういうことが進んでいくから、その状況に応じてやっていくよという御答弁だったと思います。本当に進んでいくことになりまして、うれしいんですけども、その進めるに当たって、もう岡山市は市民協働でやるのは当たり前だよというような答弁が今までにもありました、進めるに当たってもう一度市民協働での取り組みの決意ですか、そのための情報はどんどん流していくよというところをちょっと教育長にもう一度御答弁願えたらと思います。お願いします。

それでは、最初に戻りまして安全・安心まちづくりについてお尋ねします。

まず最初に、ずっとこの議論、この議会でありまして、この条例第7条の根拠として市民意識調査では防犯を意識した都市環境の整備、これが一番多かったという、それが根拠になっているというふうに思うんですけども、ちょっと見にくいかもしれませんが、ちょっと大きくしてみました。これアンケートの用紙です。

問いの4番のどのような不安や問題を感じてるかどうか、これたくさん感じる人がいたわけです。その4の1で、どのようなことに不安や問題を感じるかというのがありまして、その次に独自の施策は必要ではないかどうかというのを聞いて、最後にどんなことが必要かと聞いてるわけです。一番最後の問い5番の6が防犯を意識した都市環境の整備、これに丸をつけた人が1,376人でした。では、その方たちはこの上の問い1のところどこに丸をつけた人が多かったんでしょうか。多かった順に上げていただきたいと思っております。できれば人数までなんです、それが無理だったら多かった順に言ってみてください。

それで、その次です。「防犯カメラ、警報装置等」という言葉を削除した理由を御説明くださいと言ったんですが、「防犯カメラ、警報装置等」という言葉は、防犯設備等に変ったのだと、まあこういう御答弁でした。では、具体的に「防犯カメラ、警報装置等」という言葉から「防犯設備等」という言葉に変わったということはね、これ不明確になりましたよね。法律や条例の規定は明確でなければならぬという明確性の原則から見て、これいかがなんでしょうか。もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それと、第7条は防犯カメラの設置についてが私は問題だというふうに思っているわけで、そのことについてここ、提案があった後変わったりしてるわけですね。それは、どこでこういうふうに変えることにしたのか。また、総合政策審議会総務・社会部会には、まあ先ほどの市民意識調査に基づいて提案されてるんですけども、その中で防犯カメラについての御議論はどういうのがあったのか、お示してください。

次に、第7条の周知の徹底についてです。

犯罪の未然防止と死角のないまちづくりを進めて、防犯効果を上げるということをずっと市民局長は答弁されています。この第7条で市がすることは、周知の徹底なんです。つまり関係行政機関と協議していただきたいということがこの第7条だということに理解していいですか、お答えください。

それから、先ほどカメラの設置については共同住宅についてのことが市長の方から御答弁がありました。今度この施設の管理者に条例で義務づけるわけですよ。これは、憲法第29条の財産権、第22条の職業選択の自由及びこの2つから出てくる営業の自由、こういうことを侵害しかねませんか。御見解をお聞かせください。

それと、先ほどの防犯カメラの設置と人権侵害についてです。

市民局長の答弁はね、必要な管理規定が要するというふうにおっしゃられてます、施設管理者においてね。そのことは、どこに書くんですか。規則とか要綱、これから定める、そういうものに書くおつ

もりなのか、どういふうに明確にしていくのか、お答えください。

それと、最後の第20条の規定についてです。これちょっと読みますと、「反復して当該路上宣伝行為をするおそれがあると認めるときは」という文章になっております。まず、この「おそれがある」、こういう言葉、よろしいんですかね。先ほど申しましたけれども、明確性の原則に反しませんがどうか。なぜかという、おそれがあるというふうに行政の方が認めるかどうかというには非常に主観的概念が入りますよね。それによって、市民が自分の行為が条例で罰せられるかどうか判断しにくくなる、行動の萎縮効果があるということ、明確性の原則に反するのではないかと思います、いかがですか。

それと、現認ということをおっしゃられました。この場合、現認だけなんですかね。後からということはないのかどうか、お聞かせください。それと教育長、教育委員会としては開かれた学校づくりの中で取り組んでいきたいというお話です。ただ、やっぱり保護者としては、今回の市民意識調査の中でも子どもへの不審者の声かけ、またたくさんの方が学校内で起きておりますので、とても心配しているわけです。それで、その情報を提供しようということ、P.T.A.がしたことについて、まあ学校からの、セキュリティの問題はわかるんですけども、やっぱりそういうP.T.A.の取り組みに対しては支援をしていただきたいと思うんです。アドバイスがあれば、ぜひP.T.A.の方にアドバイスをして、こういう形であればできるんじゃないかというようなことを教育委員会と一緒に待たせてね、待たせて言われちゃうと教育委員会とP.T.A.が相反しているように思えちゃうんです、この記事ね。だから、そうではないということをもう一度お願いできたらと思います。

それで、現在している市有施設の防犯カメラについてです。たくさんの方にカメラがついております。今は本庁舎、ふれあいセンター、まあこれも言いましたけれども、私が調べたところついてなかったのは公民館とか学校なんですよね。それ以外は、もう個々に見ないとわかりません。録画をしてるかしてないかも、その施設、施設で違っております。まず、このことを皆さんに理解をしていただく必要があるのではないかなと思います。防犯のためということなんですけれども、犯人が映ってるっていうのはほんの……、まあどのぐらいの時間ですかね、ほとんどは一般の市民が映ってるわけです。ですから、肖像権やプライバシーの問題が出てくるわけですし、今回の安全・安心まちづくり条例の第7条は民間施設への防犯カメラの設置を義務づけるというものです。私はその前に、この市有施設での防犯カメラの設置について、実は杉並区では昨年条例化をしているんですが、防犯カメラの適正な設置と利用に関する基本原則と基本的な施策を条例で定める、そういう必要があるのではないかなと思います、いかがでしょうか。

次に、保育園の障害児の問題でお尋ねいたします。今局長の方からも、専門医の意見を聞くとか保育観察をというお話がありました。要綱の第11条に保育観察のことが出ております。ここにね、「保育観察期間は、障害児の状態により、障害児ごとに拠点保育園の長がこれを定める」と書いてあって、何か非常に長いのではないかなあと私は思ったんですが、保育観察期間というのは平均してどのぐらいの日数なのでしょう、お答えください。

それと、次のところはちょっとね局長、私の質問と答弁が合ってなかったと思うんです。私は園長を初め保育士っていうのも、保護者の相談に乗るという意味で相談を受ける人だと、そういう研修や指導をしてほしいと思ったわけです。それでお尋ねしましたので、そういうのをやってるのかどうか、お尋ねします。

これは、現実に今保育園に行ってる保護者の方からお話がありまして、障害児の拠点園に入園申請をしたら全部だめだったと。こういうことが現実にあつたわけです。そのとき、やっぱり一番に対応してるのは保育園であり、その現場にいる人なわけですね。非常にもう保護者の方としたら、途方に暮れてしまうような状況がありますので、そういう状況を踏まえての質問だということ認識してください。

それでは次、児童クラブについて聞きます。この4月から発達障害者支援法というのが適用されることになっております。この第9条「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする」がありますし、第23条ですが、「専門的知識を有する人材の確保等」という項目があります。これ4月からの適用なんですけれども、このことを踏まえてもう一度御答弁をいただきたい。指導員の専門性は要るんですか、要らないんですか。要るとしたら、専門的なことも必要だということになるわけで、その報酬金を下げていいのかなと、私はそう思ってるわけです。専門的知識を持った人材をきちんと置こうと思ったら、今の時代きちんとしたお金を確保しておくことが必要だというふうにして聞いておりますので、お願いいたします。

それと、児童クラブの項で、本当に児童クラブの設置も進んできて、入ってる子もたくさんになったわけです。その中で、今度は逆にいろんな問題が出てくるわけですね。少ないクラブもたくさんできました。だけど、逆に今度100人を超えるクラブがたくさんになったり、いろんなことが出てきています。ですから、この時期になって、やはり岡山市としての運営基準、また児童クラブの保育指針等の設置が、もう要る時期ではないかと思ってお尋ねしました。埼玉県では、放課後児童クラブ運営基準というのを制定しておりますので、ぜひ市民協働で進めていただくことをお願いしておきます。

それと、企画局長、合併特例区の委員のことについてですが、民主的正当性はいかがですかとお聞きしておりますので、保てるとお考えなのかどうか、お答えください。

以上で2回目の質問終わります。

P. 373

◎市長（萩原誠司君） それでは、幾つかの点について再質問いたします——再質問に対してお答えしますが、質問したくなるようなところがあるんですけども、憲法の問題を出されたんで、つい再質問という言葉を使っちゃったんですけども、憲法上の問題は定説ではございません、定説によれば、既に、もちろん条例あるいは法律によらないで制限しちゃいますと、憲法上の問題が出てくるかもしれないけれども、消防法にしても建築基準法にしてもさまざまな法律が建物の設置のあり方等について民主的なプロセスを経て規制すること、これはもう福祉社会では当然のことというふうな今の日本国では想定されてますんで、これもしわかったらどこからその憲法の問題を持ってこられたのか、ぜひ教えていただければ大変ありがたいと思いますんで、まあ私も初めての解釈なんですから一回勉強したいと思ひまして、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

それから、市有施設の防犯カメラについて、これ恐らく今後の結構大きな問題というか、長い問題になる、ある意味じゃあ非常に問題分野としては認識をせざるを得ないところなんです。そうですね、もともとは、これは施設管理権というものに属した形でやって、管理責任というのが逆にあるんです。市有施設等において妙なことが起こって、市民の方々が何か被害に遭ったときに管理責任を問われることの裏側があるんです。ただ、そうは言いながらそのデータの取り扱いについてどうするんだって議論というのが日本の法制の中でも今後の議論として出てくる可能性はあると思います。法制の動向をよく見ながら、我々としても検討をすることを留保させていただきたいという状況が、まあ一番正しい表現であろうというふうに思っております。

それから、児童クラブの問題でありますけれども、まあ児童クラブについては我々の市のやり方が独自性っていうものを常に、何ちゅうんですかね、それぞれ認めながらというか、それぞれ尊重しながらやってきている。したがって、市内のいろんなクラブの中でいろんな差が出てきているとか、やり方に差がある、そこはそれとして、まあ一つの特徴として許していきかないかというのが岡山市の一大特徴であることがベースになっておりまして、その中で専門性というものも相対的になっているということもまず御理解をいただいた方がいいと思います。

そして、さはさりながら我々がその補助基準としての人件費問題については、人事院勧告を使う。しかし、その補助基準としての人事院勧告に沿った措置に加えるかどうかは、これはまた自主的判斷として残されている状況になっているというのが今のところの状況なんです。この多様性を認めるというのが大方針であるという考え方は、こしばらくは継続をしていかないと、特に市内でまだ児童クラブができていないところにつくっていく際には、この多様性ということも当然前提にせにやあいかんです。一律でやっていきますと、できないところがあるもんだから、いろいろ工夫をしていくという状況になっています。

そして、指針とか基準とかというものは、これはどういう意味を持っているかによるんです。だれがだれを規制するんだ、どういう権限で規制するんだ、何のために規制するんだ、どんな自由を残すんだということをしつかり考えないと、やみくもに言えない話であるというのが私どもの今の判断であります。

P. 373

◎企画局長（天野勝昭君） 合併特例区協議会委員の選任に当たっての再度の御質問でございますが、市長に選任権があるということで、恣意的な形で適当にだれでもというわけではいけないという御趣旨だろうと思うんですが、これは特例法の方でも各その地域での住民の多様な意見を反映できるように選任しなさいという規定もあるわけですので、そういう趣旨から現在全国でまず初めてでございますけれども、その特例区協議会の委員の選任に際しては現在両町長に町議会とも御相談の上適切な方を推薦していただきたいということで、その推薦をお願いしてございますので、そういう中でおっしゃっているような民主的な正当性ということも妥当性が出てくるというふうに考えてございます。

以上です。

P. 374

◎市民局長（松本征二君） 順不同になりますが、第7条の安全な生活環境の整備の中で、関係団体に周知徹底をしていきたいというような話に対して、市有施設はどうするのかということでございますが、先ほども御答弁申し上げましたように市の責務として当然整備しなければならないという視点からの問題でありまして、やはり市が対応しなければならないのは、設備の方は整備していくということをお大前提に考えております。

それから、第20条第2項でございますが、この第20条第2項はその者がさらに反復して路上宣伝行為をするおそれがあるときかどうかという質問でございますが、これは中止命令には当然従わなければならないけれども、繰り返し行われるようなことも想定されますので、再発防止のための規定と、このように理解しております。

以上でございます。

それから、先ほどのデータについてちょっと資料が持ち合わせてないので、ちょっとお答えできなくて申しわけありません。（「明確性の面から見てというふうに聞いてるんですけどね。そっからの答弁ないんですけどね」と呼ぶ者あり）

〔市長萩原誠司君登壇〕

P. 374

◎市長（萩原誠司君） 議員から2点、明確性については第7条の防犯カメラっていうような用語と防犯設備っていうところ、これはどっちが明確かについては主観によります。明確性ということとは、法令作成のときのひとつの大変重要なポイントでありますけれども、議員も御存じかもしれませんが、明確性だけで議論はできません。法文の安定性という考え方がありまして、例えば一過性の問題とか時至れば名称が変わるとか、そういう概念というのは余り好ましくない。そこで、防犯について言うと、カメラの場合もあるだろうけど、センサーということもあるんでね、いろんなものがあるだろうから、そこは安定性ということから防犯について設備っていう概念を入れることについては、恐らく今の日本の法制審査の中では妥当性が高いというふうに思います。

それから、おそれの用語については、これもさまざまな法定的な前例がある言葉でありまして、法務省との協議もしましたけれども、これもまあ確かに明確性という観点からいうと若干の問題があるんですが、御案内のように今回の条例の意図が犯罪が起こってからというよりも、どちらかというと問題が起こる前に市民のサイドに立って抑止ができれば、それにこしたことはないという一般的な考え方がありますんで、おそれということも、まあその範囲内で妥当性を有するというふうに、これも通常の立法政策論の中で、まあ何ていうんですか、認められている範囲におさまっているというふうに私は考えておりますので、よろしく願います。（「私ね、総合政策審議会の議論の……」と呼ぶ者あり）

P. 374

◎市民局長（松本征二君） 防犯カメラの議論はどこで審議されたかですが、これは総合政策審議会におきましてやはりそのアンケートの結果が非常に市民が期待が大きいというところで議論されたと記憶いたしております。
以上でございます。（発言する者あり）

P. 374

◎保健福祉局長（長島純男君） 障害児保育の関係での再質問をいただきましたが、保育観察につきましては1日ということを実施をいたしております。
また、保育士が障害児保育等についての地域からの相談を受けるためのレベルアップのための研修でございますけれども、行っております巡回指導の中で専門家によります指導、助言等もいただきながらということで、レベルアップに努めてるところでございます。
それから、児童クラブに関しまして、指導員の専門性についての御指摘がございました。確かに障害児の受け入れ等いろんな面で多くの場面が出ておりますので、もちろん資格があるなしにかかわらず専門性といえますか、そういった専門的なレベルアップというのはすべての指導員が果たしていかなければなりませんので、そういった意味ではもちろん熱意のある方々、そしてまた経験を積んだ方々、そういった方々に市としても必要な研修をその都度実施し、レベルアップを引き続き図っていきたく、このように考えております。
なお、報償金の額につきましては、先ほど市長が御答弁なさいましたように各地域での取り組みと異なりますか、それぞれの独自性を持った運営委員会により地域の独自性の中で報償金の額の設定も一定の基準枠の中でされておりますので、そういった意味で市が助成をしております補助金の中で適宜その各運営委員会での取り組みということにあとは任さざるを得ないというのが実態でございます。
以上でございます。

P. 375

◎教育長（玉光源爾君） 2点の質問がございまして。
1点目は、地区図書館——東部地区図書館、この件について今までと同じように市民協働を進めていくのかということです。
これはもう当然そのとおりでありまして、本当に市民の皆さん方が期待されておる教育施設であります。したがって、今の、市民の御意見を聞きながら進めてまいりたい、このように思います。
その次に、これは3月3日のメールの件で待ったという、あの件でのお尋ねであります。
保護者の皆さん方、それから学校関係者は本当に子どもたちが安全に学習できることをもう願っておるわけでありまして、PTAの皆さん方のこの気持ちというのは私はよくわかっております。そういうことで、なぜ今のようなことになったのかといいましたら、学校のパソコンというのは、職員室にあるパソコンというのは、これは子ども用です、学習目的、交流等に使うとるわけですね。それからもう一つは、学校事務、この関係のものが入ると。それから、先生方が他校の先生方とのやりとりをする、要するにそういうふうなパソコンなんですね、職員室にある。それをどうということかという、待ったと言うたのではなくて、実際このことについては取材された方にも、それから学校関係者にもお話ししておるんですが、さまざまにスクがあるということの説明をさせていただいておまして、子どもを安全に守っていくという、そういう発信はみんなに、しかも確実に伝わるということを考えておりますし、今後もこのことについては検討してまいりたい。
以上です。

P. 375

◆16番（下市香乃美君） 議会のルールは、1度目の質問は先に当局に出しております。しっかりと質問の意味をとっていただいて答弁していただきたい。2回目は、こっからが本番です。しっかりと聞いてくださいね。私の質問に答えてないのが幾つかあります。でも、もう時間がありませんので、私は主張をしたいと思っております。
一番大事だと思っておりますのが、この安全・安心な暮らしをつくるためのルールづくりについてという市民意識調査の結果でございます。これね、アンケートを、とてもいいのをとられてると思うんですけども、その結果の調査がまだまだ甘いのではないのでしょうか。1番から8番まで、ピンクビラ、やみ金ビラ、風俗営業等の車、車・バイクの暴走行為、クモ、サソリなどの危険なペットの飼育、危険な改造車、改造バイク、資源ごみの持ち去り、これについては具体的に5番にあるんですね。項目が、ないのが何かというと、子どもへの不審者の声かけ、無管理状態の空き家、空き地、これに対応する、直に対応するもんですよ、ないんですよ。対応しないのが何かなというと、安全安心な暮らしを守るための自主活動への支援、防犯を意識した都市環境の整備、これには直接当たるものがないんですね。私が推測するところ、子どもへの不審者の声かけや無管理状態の空き家、空き地を選択された方が多かったのではないかなというふう思うんですね。そういう分析をぜひもう一度やっていただきたい。分析を深めて市民の目線にしっかりと立った安全安心なまちづくりのためになる条例となるよう、この条例の再検討をお願いいたします。
自治体の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っているのです。私たち市民の目線に立って、安全安心なまちとなるよう私たち議員もここで議論をどんどんしていきましょう。
ありがとうございました。